

住み慣れた地域で自分らしい暮らしをしよう！

介護予防・日常生活支援総合事業



☺介護予防・日常生活支援総合事業とは？

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業といいます）は、市内在住の65歳以上の方々を対象に、その人の状態や必要性に合わせて効果的にサービスを提供する事業です。

要支援1・2の方を対象とした、介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）が市の独自サービスに移行し、現行相当のサービスに加えて多様な主体による多様なサービスの提供を行います。

介護予防サービス

- ・訪問介護（ホームヘルプ）
- ・通所介護（デイサービス）

平成29年4月1日～

移行

変更なし

総合事業のサービス

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

①訪問入浴介護②訪問看護③訪問リハビリテーション④居宅療養管理指導⑤通所リハビリテーション⑥福祉用具貸与⑦短期入所生活介護⑧短期入所療養介護⑨特定施設入所者生活介護⑩福祉用具販売⑪住宅改修⑫認知症対応型通所介護⑬小規模多機能型居宅介護⑭認知症対応型共同生活介護 など

☺総合事業の訪問型サービス・通所型サービス対象者

① 要支援認定を受けた方

要支援1または要支援2の認定をお持ちの方。

② 基本チェックリスト該当者

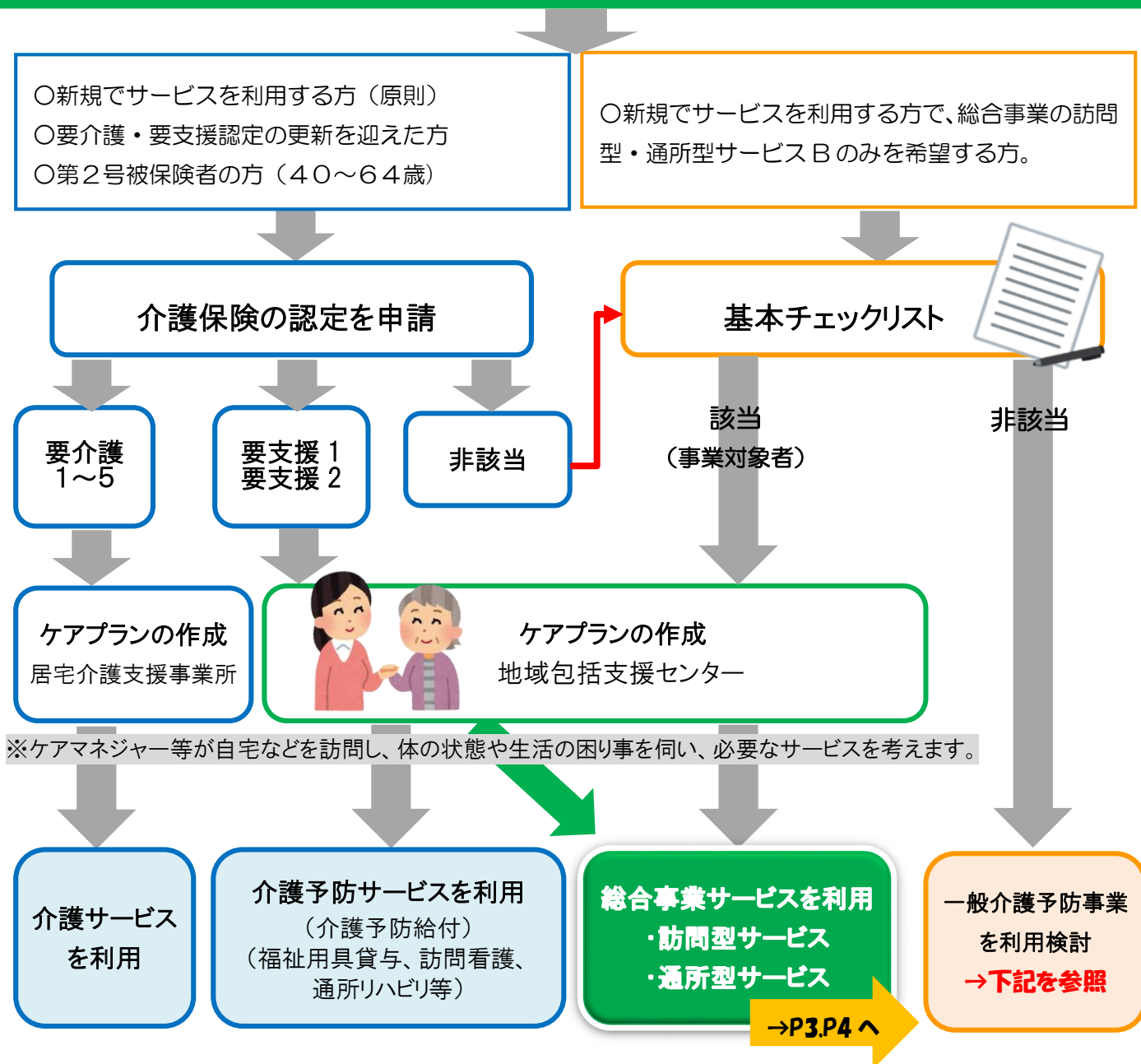
平成29年4月1日以降に65歳以上であり、基本チェックリストにより事業対象者と判定された方。

※基本チェックリストとは、厚生労働省が作成した高齢者の生活状況を確認する25項目の質問票です。

●基本チェックリスト該当者はサービスBのみ利用できます。

😊 サービス利用の流れ

まずはお近くの地域包括支援センター・高齢者支援センター又は三田市役所2F いきいき高齢者支援課でご相談ください。



😊 一般介護予防事業について

基本チェックリストで非該当となっても、一般介護予防事業を利用することができます。詳しくは、お住まいの地域の地域包括支援センターまたは高齢者支援センターへお問い合わせください。（別紙連絡先参照）

名称	内容	問い合わせ先
いきいき百歳体操	地域が主体となって、介護予防に効果的な体操を実施する取組みをお手伝いします。	お近くの地域包括支援センター・高齢者支援センター
食生活改善支援サービス	食習慣に課題のある方に対し、栄養士が訪問指導を行います。食生活を良好に保つことで、生活機能の維持向上を図ります。	
健康教室	地域住民が行う小地域のつどいや老人クラブの場で、健康づくりのための講話や認知症予防などのプログラムを実施します。	

😊利用できるサービスの種類

◆訪問型サービス

名称	指定介護予防訪問介護相当サービス（現行相当）	訪問型サービスA（基準緩和型）	訪問型サービスB（生活支援型）
説明	事業者による、従来の介護予防訪問介護に相当するサービスです。	事業者による、人員基準の緩和されたサービスです。本人や家族等で困難な日常の家事の援助を行います。入浴・排泄・服薬等の身体介助は行いません。	三田市シルバー人材センターによる日常生活の家事援助です。身体介助は行いません。
提供者	訪問介護員	訪問介護員 (市が認めた研修の修了者等)	市が認めた研修の修了者
サービス内容	身体介助 ・入浴や排泄、食事の介助 ・外出の見守り <hr/> 生活援助 ・部屋の掃除、整理整頓 ・調理、食事の準備、片づけ	なし	・衣類の洗濯 ・布団干し ・生活必需品の買い物 など
利用者	要支援1・2の方		要支援1・2、および基本チェックリスト該当者
対象にならないサービス	ご本人以外のためにすることや日常の家事を超える範囲のことは、生活援助の対象になりません。 (例) ①ご本人以外のためにすること ・ご本人以外の家族のための家事 ・自家用車の洗車、清掃 ②本人の日常生活に必ずしも必要でないこと ・草むしり、花木の水やり ・犬の散歩等ペットの世話 ③日常的な家事の範囲を超えること ・部屋の模様替え、家屋や家具の修繕 ・大掃除、行事等のため特別に手間をかける調理		



🌸利用者負担の目安

※一定以上の所得がある方は自己負担額が2割（又は3割）になります。
 ※利用者の状態や事業所により金額は異なる場合があります。

現行相当	訪問型サービスA	訪問型サービスB
<1か月ごと> ※1割負担の場合 週1回⇒約1,430円 週2回⇒約2,850円 週3回⇒約4,510円 (要支援2のみ)	<1回ごと> ※1割負担の場合 週1回⇒約240円 週2回⇒約240円 週3回⇒約250円 (要支援2のみ)	利用者負担 ⇒1回につき 200円 <input type="checkbox"/> 基本チェックリスト該当者及び要支援1 ⇒原則週1回まで <input type="checkbox"/> 要支援2 ⇒原則週2回まで

◆通所型サービス

名称	指定介護予防通所介護相当（現行相当）	通所型サービスB（高齢者ふれあいデイサービス）
説明	事業者による、従来の介護予防通所介護に相当するサービスです。	閉じこもり予防や自立支援を目的とした憩いの場を提供するサービスです。委託法人（NPO法人、社会福祉法人等）が提供します。
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 入浴サービス 専門的な機能訓練 体操 レクリエーション など 	<ul style="list-style-type: none"> ミニデイサービス 軽い運動 レクリエーション など
利用者	要支援1・2の方	要支援1・2、および基本チェックリスト該当者



🌸利用者負担の目安

※一定以上の所得がある方は自己負担額が2割（又は3割）になります。

※利用者の状態や事業所により金額は異なる場合があります。

現行相当	通所型サービスB
<p>〈1か月ごと〉※1割負担の場合</p> <p>□基本チェックリスト該当者及び要支援1 ⇒約 1,830円</p> <p>□要支援2 ⇒約 3,740円</p> <p>※加算や食費等の実費は上記金額には含まれていません。</p>	<p>※<u>原則1回の利用につき500円</u> (負担割合に関わらず一律)</p> <p>※食費等は別途必要です</p> <p>□基本チェックリスト該当者及び要支援1 ⇒原則週1回まで利用可</p> <p>□要支援2 ⇒原則週2回まで利用可</p>

◇市役所お問い合わせ先◇

窓口	内容	所在地	連絡先
いきいき高齢者支援課 高齢福祉支援係	高齢者の生活支援サービス、総合事業に関すること	三田市三輪2-1-1 (市役所本庁舎2階)	電話：079-559-5070 FAX：079-563-3611
介護保険課 認定給付係	要介護認定・介護サービスの利用に関すること	三田市三輪2-1-1 (市役所本庁舎1階)	電話：079-559-5078 FAX：079-563-1447
介護保険課 資格管理係	介護保険の資格・保険料に関すること		電話：079-559-5077 FAX：079-563-1447